

第2次御殿場市消費者教育推進計画の概要

基本テーマ

誰もが消費者市民としての意識を持ち、持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現
～自ら学び、考え、行動できる消費者になるために～

1. 計画策定の趣旨

平成30年3月「御殿場市消費者教育推進計画(2018～2022年度)」を策定し、消費者行政の施策を展開してきた。複雑で多様化する消費行動に柔軟かつ確に対応できる市民の育成を念頭に、消費者トラブルにあわず、安心して生活できる社会、地球環境に優しい社会の構築を目指し、「第2次御殿場市消費者教育推進計画(2023～2027年度)」を策定する。

2. 計画の位置づけ

国の「消費者教育の推進に関する法律」第10条第2項に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び静岡県の「静岡県消費者基本計画」を踏まえ、御殿場市における各種計画と連携を図りながら取り組む。

3. 計画の期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

4. 推進体制

学校、企業、自治会等と連携し、計画の推進に取り組む。「御殿場市消費者教育推進協議会」の会議において、計画の進捗状況等を報告し、点検・評価を受ける。

5. SDGs(持続可能な開発目標)への対応

日常の消費者の選択、行動は、現在及び将来に渡って経済情勢及び地球環境に影響を及ぼすものであり、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」を始め様々な目標と関連している。

当市ではこの国際目標の達成に寄与するため、SDGsの理念を踏まえ本計画の推進に取り組む。

6. 消費者を取り巻く状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、インターネット通販などの在宅取引が拡大するなど、消費行動が変化している。
- 消費生活弱者(高齢者や障害者)の被害増加が見込まれるため、地域での見守り体制の強化が急務である。
- デジタル化の進展等により、消費者トラブルは高度化・複雑化・多様化している。
- 2022年4月の民法改正による成年年齢の引き下げにより若者の消費者被害の増加が予想される。
- 地球温暖化による様々な自然災害の多発化もきっかけの一つとなり採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、消費者教育の重要性が更に高まっている。

7. 推進計画の成果指標

指標名称	目標値 (第1次計画)	現状値 (R3年度)	目標値 (第2次計画)
「御殿場市消費生活センター」の認知度	50.0%	31.6%	50.0%
消費者教育を受けたことのある市民の割合	20.0%	12.7%	20.0%
悪質商法対策講座受講者数(延べ人数/年)	1,600人	730人 (1,202人)※	1,600人
若年者向けの消費者教育を受けた人数	800人	893人 (811.4)※	1,000人

※()内は直近5年の平均値

8. 施策の体系

重点目標1

消費生活センターの認知度向上と機能強化



- (1)消費生活センターの認知度向上
- (2)消費生活センターの機能強化

重点目標2

高齢者等の消費者被害防止



- (1)高齢者等への消費者被害防止のための啓発
- (2)地域で消費生活弱者を見守る体制作り
- (3)地域で消費生活弱者を見守る人材の育成

重点目標3

若者や子どもとその保護者に対する消費者教育の推進



- (1)知識や情報を活用できる消費者の育成
- (2)持続可能な社会づくりのための教育
- (3)事業所と連携した消費生活に係る啓発活動と教育の推進
- (4)年齢に応じた消費者教育の実施
- (5)保護者に対する消費者教育の実施